

# 評議員等への講師料等の支払に関する規則

平成 28 年 5 月 25 日制定

## (協会主催の講師謝金)

第 1 条 代表理事および執行理事の職にある理事を除く理事、監事ならびに評議員（以下「評議員等」という。）が、本協会の主催する講演会、講座、研修またはこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、事務長は当該評議員等に対し 1 回につき 3 万円を限度として講師謝金を支払うことができる。

## (共催の講師謝金)

第 2 条 代表理事および執行理事の職にある理事を除く評議員等が、本協会が他と共催する講演会等の講師を務め、共催先から講師派遣料を收受したときは、事務長は以下各号により謝金を支払うこととする。

- (1) 常勤の理事 收受した講師派遣料の 60%
- (2) 常勤の理事以外の評議員等 收受した講師派遣料の 90%

## (その他の講演会の講師謝金)

第 3 条 評議員等が他の依頼に応じて講演会等の講師を務め、依頼人から講師派遣料を收受したときは、事務長は以下各号により謝金を支払うこととする。

- (1) 常勤の理事 收受した講師派遣料の 60%
- (2) 代表理事および執行理事 收受した講師派遣料の 30%
- (3) 常勤の理事以外の評議員等 收受した講師派遣料の 90%

## (原稿謝金)

第 4 条 代表理事および執行理事の職にある理事を除く評議員等が、本協会の発行する定期刊行物その他書籍に執筆したときは、事務長は第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として、執筆謝金を支払うことができる。

## (報酬)

第 5 条 代表理事および執行理事の職にある理事を除く評議員等が、本協会の実施する事業に従事したときは、事務長は第三者が従事した際に支払われる報酬に相当する金額を限度として、報酬を支払うことができる。

## (改正)

第 6 条 この規則の改正は、評議員会の議決により行なうものとする。

## 附則

- 1 この規則の実施に関し必要な事項は、事務長が別に定めるものとする。
- 2 この規則は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。